

○羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例

令和2年3月4日条例第1号

(設置)

第1条 羽村・瑞穂地区学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の円滑な運営を図るため、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じ、学校給食センターの運営に関し必要な事項を調査審議し、答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか学校給食センターの運営に関し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 羽村市立又は瑞穂町立の小中学校長 4人以内

(2) 羽村市立又は瑞穂町立の小中学校のPTA代表者 17人以内

(3) 知識経験者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監査委員)

第6条 学校給食費の経理について監査を行うため、審議会に監査委員2人を置

く。

2 監査委員は、委員の互選により定める。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、給食センター給食課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。